

おせっかいな

傍聴人の裁判解説

原発事故損害賠償・北海道訴訟

No. 3
2016年12月

2016年12月20日(火) 札幌地方裁判所で原発事故損害賠償・北海道訴訟第14回口頭弁論が行われました。この日の傍聴人は傍聴席が80席あるうちの60名弱。なかなか満席にならないのが残念です。原告側からは6つ、被告東京電力からは1つ、国からも1つの「準備書面（主張や反論をまとめた書類）」が提出されました。

前回の裁判で、原告側は「津波に備えた対策を被告が怠っていた」という主張をしました。それに対し、今回、被告側の反論として「敷地高を超えるような津波の予見はできなかった」「長期評価を元に考えたとしても予見はできなかった」ということを、その理由とともに裁判所に訴えています。訴える、ということは、被告にとってはその訴えに足る理由があり、それが準備書面に書かれているのだと思います。

原告からは、前回の裁判で「15mの津波が起こりうること、津波対策が必要だったことを、東京電力が把握していた」ことを示す証拠を出していることに対し、「予見できなかった」と言う根拠は何なのか・・・そこが知りたいところですが、この日はその詳細までは聞くことができませんでした。なにしろ、それは分厚い書類に専門用語も含めびっしりと書かれているのですから、弁護団のみなさんも、それを読み解き、要約して私たちに伝えるには時間を要します。次回、聞けるといいなと思います。

さて、この訴訟での原告の主張は、三つの柱によって構成されています。

- ①責任論・・・事故の責任の所在を追求し、被告に重大な過失があることを明らかにする。
 - ②損害論・・・「抽象的規範的損害（財産的損害）」と「精神的損害」の二つを主張し、事故により受けた損害を明らかにする。
 - ③因果関係論・・・避難、および避難継続の正当性をその根拠とともに明らかにする。
- 弁護団は、それぞれ、「責任班」「損害班」「因果関係班」の三つに分かれて証拠集めを行いながら、原告の主張を裁判所に伝えています。
- この日の裁判でも、これら3つに関する準備書面（51～56）が提出されました。そのひとつ、準備書面（56）には、避難や避難継続と国や東電の対応との因果関係を示すものとして「崎山意見書」に基づいた主張が書かれています。

※1 ICRP 勧告→「勧告」というのは、拘束力はないけれど、ある事柄に対して「すべきことを促す、ある措置をとることを勧める」という意味で、相手があることを受け入れる前提です。ICRPとは「国際放射線防護委員会（International Commission on Radiological Protection）」の略称です。専門家の立場から人や環境の放射線防護に関する「勧告」を行う非営利の国際学術組織です。つまり、ICRP 勧告とは、専門家（ICRP 委員）がすすめる、放射能の影響を受けないようにするためにすべきこと、ということです。

■「崎山意見書」に基づいた主張

崎山意見書とは、ご存知の方も多いと思いますが、国内有数の放射線に関する専門家である崎山比早子博士の意見書です。崎山博士は、元・放射線医学総合研究所の主任研究官で、国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（通称：国会事故調）の委員でもありました。この裁判で言うところの被告側とも原告側とも利害関係のない立場の方で、一研究者として意見書を出しています。その中で、もともと1mSv/h だった年間被ばく線量が事故後に引き上げられ、20mSv/h とされましたが、それは「許される基準値ではない」と言っているそうです。一方、国や東京電力は、日本国内の放射線の防護体制はICRP 勧告※1という国際的な基準を踏まえたもので問題ない、と言っています。

ICRP 勧告がどれだけ信用できるのか、ということについて、崎山意見書によると「ICRP 委員と電力会社の間には利害関係があり、電力会社はICRP 委員に放射線の規制を緩めるように、国際会議に出席するための旅費を提供するなど、様々な援助をしていた」とのことです。そうすると、委員は電力会社の意向を汲まざるを得なくなる。ということは、ICRP 勧告の採用する基準は、人や環境を守るためだけでなく、電力会社の意向に配慮したうえで、ぎりぎり維持しなければならない最低限度の数字、ということになります。とはいえ、ICRP 勧告が採用している年間被ばく線量は1mSv/h です。なのに、日本は20mSv/h...これはどういうことなのでしょう。

その20倍の年間20mSv/hを基準にした理由を、国は「緊急時被爆状況だから」「その状況下では下限の数値であり厳しい基準だ」としています。たしかに、ICRP 勧告では「緊急時被爆状況において、参考レベルを実効線量で20mSv から100mSv（考慮対象の緊急時被ばく状況に適用できるように、急性または年間の線量として）の間に設定すべき」と言っています。これは、一時的な緊急措置だと思います。しかし、2011年12月、当時の野田首相が「原子炉の冷温停止宣言」を行っており、それにより、「緊急状態」は脱したはずなのに、今も年間20mSv/hを基準にしたままです。

また、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律※2」や「労働安全衛生法令」「人事院規則」などで定められている放射線管理区域は、3か月あたり1.3mSv/hを超える恐れのあるところです。年間に換算すると5.2mSv/h。年間5.2mSv/hを超えるところは放射線管理区域として特別に管理しているのに、一般市民が日常生活を送る



場所が年間20mSv/h基準というのはおかしいですよ？ということも、崎山意見書を元に、主張したわけです。

年間被ばく線量は1mSv/hにすべき、という意見は崎山博士だけではなく、アナンド・グローバー博士（国連が選任した「達成可能な最高水準の心身の健康を享受する権利」に関する国連人権理事会特別報告者）も言っており、「グローバー勧告」というものを出しています。この訴訟では、すでに証拠として提出しているものですが、この両博士の意見から考えても、現在の基準値は許されるものではなく、避難や避難継続の正当性が認められるものだ（因果関係がある）と主張しています。それに対し、被告である国も東電も、今回の裁判で、崎山意見書に対する反論を行うと予告しています。

■全国の訴訟のうごきについて



3月17日（金）午後3時、群馬地方裁判所にて、原発事故損害賠償訴訟ではじめての判決が出ます。群馬の判決は、全国の注目を集めるものであり、今後の他の裁判に影響を与える可能性があります。また、判決が出ることで、札幌地方裁判所で行われている裁判にも注目が集まるかもしれません。

今回の裁判は3月7日（火）10時半からです。 今回の裁判では傍聴席がやさみしい印象でした。降雪の影響もあったかもしれませんが、今回は3月11日を前に、報道等の関心が高まる時期です。

関心が高まる、ということは、それだけ共感を得るきっかけをつくれる、と私は思います。関心は年月の経過とともに薄れていきます。なぜ薄れるのか、ということは誰も自分に置き換えればわかること。逆に、薄れないようにするにはどうすればいいか、どうしたら関心を向けてもらえるか、と考えた時も、自分に置き換えるのが一番わかりやすいかな、と思います。原告のみなさんの中には、様々な事情で裁判に来られない方もおられるでしょう。その状況を踏まえて、原告団からサポーターのよびかけを行い、傍聴のお願いをしています。これから結審するまでの間、ひとりでも多くの方に来ていただき、いつも傍聴席が満席になるよう、ひとりひとりが意識し、行動することが大事なことだと思います。この訴訟は、原発事故により、福島県に限らず、各地から北海道に避難や移住を余儀なくされた、たくさんの方々を支える、ということ、改めて心に留め置きながら、残り少ない札幌での裁判が、良い結果になることを願います。

■参考までに・・・「水俣病と福島原発事故」

この日は裁判がおわったあと、弁護士会館で日本学術振興会特別研究員の野澤淳史さんが、水俣病と原発事故についてのお話をしてくれました。とても参考になる話だったので、そのごく一部を私なりに要約してお伝えします。

水俣病が、公式に保健所に報告されたのは1956年（しかし、1940年代始め頃から水俣病らしき症例の報告があり、1952年には判明している範囲で最も早い胎児性患者の存在が確認されています）。現在、60年が経ったところですが、今も裁判が続いています。また、保健所への報告から1968年に政府が公害として認めるまでに12年かかっています。ではなぜ、あれだけの健康被害が出ていながら12年かかったのでしょうか。

高度経済成長期の当時、工場排水が原因と言われながらも、チツソ水俣工場の操業を止めることができない国策上の理由がありました。チツソは当時、新しい技術にとってかわられる運命の旧式の工場でしたが、その、新しい技術に切り替わるまでの間は必要とされていました。国をあげて経済成長を目指す中、チツソ水俣工場が操業停止になっては経済成長の妨げになる事情があったのです。1968年9月26日、厚生省は、水俣病はチツソ水俣工場で生成されたメチル水銀化合物が原因と断定し公害と認めましたが、その直前の5月、チツソは水俣工場のアセトアルデヒド工程の稼働を停止していました。この工程では原因物質であるメチル水銀が副生され、それが無処理のまま海へ排水として流されていました。チツソはこれについて新しい技術である石油化学への転換という経営的理由としていますが、つまり、高度経済成長を妨げない状況になるまで垂れ流し続けたとも言えます。ちなみに、同じ1968年、日本は国民総生産で当時の西ドイツを抜いてアメリカに次ぐ世界第2位の豊かな国になりました。1967年生まれの際は、まさにその「豊かさ」を享受して育ち、その犠牲に対してなんと無知だったのかと思います。

1956年 水俣病が公式発表、その8年後、1964年に東京オリンピック
2011年 震災、原発事故発生、その9年後、2020年に東京オリンピック
オリンピック招致は震災前から行われていたことです。そして、開催は震災後もやめることなく続いた結果です。原子力発電所の建設も、ひとつの国策。これから先、同じ轍は踏みたくない、と感じました。

傍聴人 金榮知子

※2 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律→公共安全を確保するため、放射線による障害を防ぐことを目的に、1957年（昭和32年）6月10日に定められた日本の法律。